

受講者募集!!

東京都消費生活総合センター

消費者問題マスター講座

消費者問題について体系的に知識を習得し、地域や職場などで消費者教育等の推進に中心的な役割を果たす人材の育成を目的とした、全13回の連続講座を開催します。

講師は消費者問題の第一線でご活躍されている弁護士や大学教授、消費者団体等の専門家の方々です！

開催期間・回数

令和6年9月～12月の間で全13回

応募要件

■ 全13回のうち、9回以上受講できること

9回以上出席の場合、修了証書を交付（公的な資格を証するものではありません。）

- 都内在住、または在勤・在学であること
- 消費者問題に関心があり、地域・職場などにおいて積極的に活動する意欲があること



受講料
無料

受講方法

▼ご都合に合わせて、各回お選びいただけます▼

①ライブ配信

平日の夜（19-21時）

ライブ配信をご自宅等でオンライン受講
（Microsoft Teams 使用）



②オンデマンド配信

講座終了後、1週間程度配信

①の録画映像をご自宅等でオンライン受講
（YouTube 使用）



日程とプログラム

- ①ライブ配信 …………… 各日19:00～21:00
 ②オンデマンド配信(ライブ配信終了後、1週間程度配信)
 ※②の具体的な日程は、後日「受講者専用ページ」を設けてご案内

| 回 | 開催日 (ライブ配信) | テーマ・講師 | 概要 |
|---|----------------|---|---|
| 1 | 9月9日 (月) | 消費者市民 | <p>「消費者教育の推進に関する法律」では、消費者が公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画する「消費者市民社会」が位置付けられています。そうした社会を目指して行動する「消費者市民」がいま求められています。誰もが安心して暮らせる地域社会づくりのために、消費者市民としてどう行動したらよいか、現在までの消費者問題の歴史なども学びながら、一緒に考えます。</p> |
| | | <p>「消費者市民としての私たちの役割」 横浜国立大学名誉教授 西村 隆男 氏</p> | |
| 2 | 9月18日 (水) | 消費生活行政 | <p>消費者が安全に安心して生活するために、行政はどのような役割を果たすべきでしょうか。このテーマに取り組むため、まず、消費生活行政の歴史を振り返りつつ、現在の法制度について学びます。その上で、デジタル化をはじめ社会が急速に変化・複雑化する中で、これからの消費生活行政はどうあるべきかについて考えます。</p> |
| | | <p>「消費生活行政の現状と課題」 明治学院大学法学部 准教授 福島 成洋 氏</p> | |
| 3 | 9月24日 (火) | 製品安全 | <p>毎日の生活の中で使用している製品により重篤な事故が繰り返されています。特に、発達段階にある子供や、心身機能が変化する高齢者で多発しています。本講座では、安全の問題を例題に、データと人の知恵を活用して解決可能にする新たなアプローチについて解説します。科学的なデータや人工知能を活用した事故予防法の基本的考え方、簡単に実践できる予防法、行政の新たな試みなどを、動画を使って分かりやすく紹介します。</p> |
| | | <p>「データからデザインへ」 ～人生100年時代の製品・サービスデザインの方法～ 国立大学法人東京工業大学工学院 教授 西田 佳史 氏</p> | |
| 4 | 10月1日 (火) | 契約 | <p>普段は気をつけているものの、事業者の巧みな話に乗せられて「つい契約してしまった」などといった場合も、消費者の味方となる法制度を知っていれば、トラブルを解決できる可能性があります。消費者問題を解決するために、まずは民法による「契約の成立」「取り消し」「無効」など契約の基本ルールについて学びます。</p> |
| | | <p>「契約の基礎知識 ①」 ～民法・消費者契約法～ 弁護士 森 哲也 氏</p> | |
| 5 | 10月8日 (火) | 契約 | <p>消費者と事業者との間には、情報の質や量、交渉力に格差があり、すべての私人が平等・対等であることを前提とした民法のみでは消費者の利益が守られない場合があります。そこで、消費者の利益擁護を図ることを目的とした、民法の特別法である消費者契約法について学びます。</p> |
| | | <p>「契約の基礎知識 ②」 ～民法・消費者契約法～ 弁護士 森 哲也 氏</p> | |

| 回 | 開催日 (ライブ配信) | テーマ・講師 | 概要 |
|----|----------------|---|--|
| 6 | 10月16日 (水) | 金融・投資商品 | 金融トラブルは、詐欺的な事例に止まらず、業者による過度な勧誘、購入者の都合の良い解釈によっても起こります。 本講座では、金融商品取引法や金融商品販売法の概要、金融トラブルの現状を確認し、なりすまし詐欺の手口などの事例を紹介しします。また、資産運用の基本を理解した上で、新しい金融商品等への理解を深め、より豊かで安心できる生活を送るために役立つ情報を、分かりやすくお話しします。 |
| | | 「金融(商品)の基礎知識とトラブル防止事例」 ファイナンシャルプランナー 石村 衛 氏 | |
| 7 | 10月22日 (火) | 契 約 | 訪問販売や通信販売等、トラブルの多い取引類型について規制する「特定商取引法」。悪質商法の決済で使われることの多いクレジットについて規制した「割賦販売法」。 これらの法律により消費者がどのように保護されるのか、身近な事例を用いて学びます。 |
| | | 「特定商取引法・割賦販売法の概要」 弁護士 拝師 徳彦 氏 | |
| 8 | 10月28日 (月) | 食生活 | 食生活は、社会環境の変化に伴って大きく変わり、その影響から様々な問題が生じています。食育基本法は、家庭内での食の教育力低下や日本が抱える多くの食をめぐる問題への懸念を受けて制定されました。 本講座では、日本の食生活の現状や課題、食育の意義や講師が取り組んできた食育の実践（食体験・食環境づくり）などについて解説します。 |
| | | 「食生活の改善と食育の実践」 女子栄養大学栄養学部 教授 武見 ゆかり 氏 | |
| 9 | 11月6日 (水) | 食品表示 | 食品表示の法律は、2015年食品表示法施行後、原料原産地表示など様々な改正が行われています。また、健康食品のトクホ、機能性表示食品などの表示ルールも食品表示法で規定されており、2024年3月に発生したサプリメントの問題を受けて制度改正も行われています。 食品表示をめぐる現状と課題を知り、消費者としてどのような選択をすべきなのかを学びます。 |
| | | 「食品表示をめぐる現状と課題」 ～食品の賢い選び方～ (一社) Food Communication Compass 代表 森田 満樹 氏 | |
| 10 | 11月12日 (火) | 高齢者被害 | 高齢者の平穏な生活に突然飛び込んでくる、訪問販売・電話勧誘販売・訪問購入による巧妙・強引な勧誘や欺瞞的な広告による悪質商法被害が増えています。その被害防止の取組として、高齢者と日頃接する可能性がある市民の参加により、地域における高齢者の見守りネットワークの構築があります。 被害を未然に防ぐ連携体制の重要性や今後の課題、高齢者を取り巻く状況や高齢者見守りネットワーク構築のあり方について解説します。 |
| | | 「高齢者の見守りネットワーク構築に向けて」 ～高齢者の消費者被害防止のために～ 弁護士 池本 誠司 氏 | |
| 11 | 11月19日 (火) | 消費行動  | 近年、「エシカル消費（倫理的消費）」という消費行動が目立っています。 「エシカル消費」とは何か、どんな取組があるのかについて紹介します。また、普段の私たちの消費の背景にはどんな問題が存在し、私たち消費者の立場でどういった行動をすれば問題に対して貢献することができるのかについて学びます。 |
| | | 「エシカル消費」 ～商品の選択で私たちができる社会貢献とは？～ 法政大学大学院政策創造研究科 准教授 (公財)消費者教育支援センター 理事・首席主任研究員 (一社)日本エシカル推進協議会 理事 柿野 成美 氏 | |

| 回 | 開催日 (ライブ配信) | テーマ・講師 | 概要 |
|----|----------------|---|--|
| 12 | 11月26日 (火) | IT社会 | <p>パソコンやスマートフォンを通じてインターネットはすでにごく当たり前使用前に使用されるようになり、ネットメディアとのかかわりも生活の一部となっています。</p> <p>本講座では、インターネットの基礎知識からネットメディアの特性やネットをきっかけとしたトラブルの実態、昨年10月に法規制のあったステルスマーケティングなど最近の動向まで、デジタル社会に潜む各種の脅威と、その脅威から身を守る対策、インターネットを利用する上で私たちが気を付けることや正しく利用する方法を学びます。</p> |
| | | 「デジタル社会に潜む脅威と対策」 ～インターネットとうまくつき合うには～ 国際大学グローバル・コミュニケーション・センター 准教授 山口 真一 氏 | |
| 13 | 12月3日 (火) | 消費者被害 | 近年、消費者被害に遭ったときの対処方法（自治体や企業等が設置する窓口、ADR、少額訴訟、民事調停、消費者団体訴訟制度等）は増えてきましたが、理解はまだ広く進んでいるとは言えない状況です。そこで、消費者被害に遭った時の対処法にはどのような方法があるのか、こういった特徴を有しているのかについて学びます。 |
| | | 「消費者被害の救済」 弁護士 村 千鶴子 氏 | |

申込方法

電子申請

STEP1

以下のURL（「消費者問題マスター講座」ページ）にアクセス

▶ https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.lg.jp/manabitai/koza/center/koza_m240625.html



スマートフォン
タブレットは
QRコードから

STEP2

ページ内の 申込はこちら をクリック ▶ **電子申請フォーム** へ

※ 電子申請が困難な場合はご相談ください。

申込期限

8月14日（水） 受信有効

■ 8月28日（水） までに申込者全員に受講方法をメールで通知



相談インコ

問い合わせ先

東京都消費生活総合センター 活動推進課学習推進担当

Tel : 03-3235-1157